

○帯広市農村下水道施設に係る排水設備改造資金貸付に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市農村下水道施設管理条例（平成11年条例第3号。以下「条例」という。）及び帯広市農村下水道施設管理条例施行規程（令和2年公営企業管理規程第16号。以下「規程」という。）に規定する排水設備改造資金貸付に関する取扱について必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを受けることができる者)

第2条 条例第28条に規定する公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認め貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 改造又は、設備を施す家屋の所有者が個人であること。
- (2) 市内に居住していること。ただし、市外に居住する者であっても管理者が適当と認められたときは、この限りでない。
- (3) 前年の総所得（当該所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（以下この条、第3条及び第4条において同じ。））が700万円未満であること。ただし、前年の総所得が700万円以上1,000万円未満であっても、予算の範囲内で管理者が適当と認められたときは、この限りでない。

(連帯保証人の資格要件等)

第3条 連帯保証人については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 排水設備改造資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請人」という。）の扶養を受けていない父母、子、孫及び兄弟姉妹で、一定の職業を有している者は連帯保証人となることができる。
- (2) 申請人の完済時の年齢が満70歳以上になる場合は、原則として連帯保証人のうち少なくとも1人は、その建物の所有者の相続人となりうる者とする。
- (3) 申請人の前年の総所得が120万円以下の場合（前号に掲げないものを除く。）は、原則として連帯保証人のうち少なくとも1人は、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族とする。

(貸付額の算定)

第4条 第2条第3号ただし書に該当する場合における貸付額は、条例第29条により求め

た額に次の各号の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前年の総所得700万円以上800万円未満の者 100分の95
 - (2) 前年の総所得800万円以上900万円未満の者 100分の90
 - (3) 前年の総所得900万円以上1,000万円未満の者 100分の80
- (貸付額の決定)

第5条 条例第29条及び前条の規定により算出した額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(工事の施行)

第6条 排水設備改造工事は、冬期間等において管理者が特に認めた場合に限り、貸付申請と同時に着工することができる。

- 2 工事着工後において天災その他やむを得ない事情によることが明らかな場合に限り、工事着工後1月を超えて完了することができる。
- 3 前2項の規定により着工又は完了となる場合は、必ず事前に管理者の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、帯広市農村下水道施設に関する諸規定に基づいてなされている行為については、施行後のこの要綱に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(貸付額の算定における特例)

- 2 第4条における貸付額の算定において、前年の給与等の収入金額（所得税法第28条第1項に規定する給与等。以下「給与等収入金額」という。）が850万円を超える者（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項に規定する所得金額調整控除の対象となる者を除く。）については、給与等収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を、前年の給与所得の金額から控除した金額を、前年の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等。以下「年金等収入金額」という。）が1,000万円を超える者について

は、年金等収入金額から1,000万円を控除した金額の100分の5に相当する金額を、前年の公的年金等に係る所得の金額から控除した金額を総所得とみなすものとする。

(経過措置)

- 3 改正後の帯広市農村下水道施設に係る排水設備改造資金貸付に関する取扱要綱第2条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に行う申請について適用し、同日前に行った申請については、なお従前の例による。